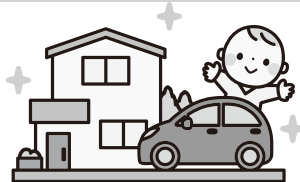


定住促進奨励金のお知らせ

町への移住・定住を促進し、人口の増加と町の活性化を図るため、住宅を新築、建替えまたは購入した方に奨励金を交付します。



奨励金の額

区分	対象	奨励金の額
住宅	居住用の部分 (店舗兼用住宅の場合は店舗部分を除きます)	固定資産税相当額 (新築軽減がなされている場合は軽減後の額) ※共有名義の場合は居住(同居)している方名義の分が該当します。
土地	対象住宅が建築された土地で330㎡まで (対象者または同居される方名義の土地に限ります)	

対象者 町の住民基本台帳に登録され、平成31年4月1日以降に居住するための住宅を新築、建替え、または購入した方

※空き家など中古住宅を購入した場合も該当します。
※コモンパーク上毛彩葉分譲宅地に新築した場合は該当しません。
※町税などに滞納がある場合や過去にこの奨励金の交付を受けたことがある方は対象となりません。

交付期間 固定資産税が初めて課税される年度から最長3年間交付します。

申請手続き 固定資産税が課税された後に申請手続きができますが、奨励金の請求は対象年度の固定資産税を完納した後となります。

申請に必要な書類

- ・上毛町定住促進奨励金交付申請書(様式第1号)
- ・世帯全員の住民票(続柄が記載されたもの)
- ・新築または建替えの場合は建築基準法による検査済証の写し、購入の場合は売買契約書の写し
- ・登記事項証明書
- ・公課証明書
- ・世帯全員が町税等を滞納していないことが確認できる書類または非課税であることが確認できる書類(町外からの転入者については、転入前の市区町村で取得したもの)
- ・他用途との併用住宅の場合は居住部分との区分が確認できる書類
- ・その他町長が必要と認める書類

新婚世帯・子育て世帯新生活応援補助金のお知らせ

町への移住・定住を促進するため、新たに町内の民間賃貸住宅に入居する新婚世帯または子育て世帯に引越費用や家賃などの一部を補助します。

初期費用 上限 **112,200円** を交付します。(1回限り)
敷金礼金などの賃貸借契約費用から住宅手当を控除した額

※ただし、新婚世帯においては婚姻日から起算して前3月、子育て世帯においては転入した日から起算して前3月に契約した費用が対象となります。

家賃 月額上限 **11,220円** を交付します。(最長3年間)
家賃月額から住宅手当を控除した額

対象者

〈新婚世帯〉 結婚後1年以内で年齢の合計が80歳未満のご夫婦が新たに町内の民間賃貸住宅に入居する場合

〈子育て世帯〉 小学生以下のお子さんがある世帯が新たに町内の民間賃貸住宅に入居する場合

※子育て世帯は町外から入居した場合に限ります。

※生活保護を受けている場合や町税などに滞納がある場合は対象となりません。

※この他にも要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

※この制度は「福岡県地域少子化対策重点推進交付金」を活用し、実施しています。

●申請・問い合わせ先 企画開発課 企画情報係 TEL 72-3112(内線124)



定住促進結婚祝金のお知らせ

若い世代の結婚を祝福し、町への移住・定住を促進するため、上毛町に定住する意思のあるご夫婦に祝金を交付します。

祝金 ご夫婦1組に対して
いいふうふ **112,200円** を交付します。
(1回限り)

※町が実施する婚活イベントがきっかけで結婚されたご夫婦には50,000円を加算します。

対象者

- ・平成31年4月1日以降に結婚し、結婚後3カ月以内に町の住民基本台帳に登録され、引き続き1年以上居住しているご夫婦
- ・申請日において、ご夫婦ともに45歳以下であること

※町税などに滞納がある場合や、過去にこの祝金の交付を受けたことがあるご夫婦は対象となりません。

移動販売の実施場所の変更について

町では、買い物が困難な方への支援や地域の交流の場の形成を目的に、「みんなのお店元気カー」による移動販売を実施しています。

1月12日から販売場所が「上毛町役場駐車場」から「垂水中区公民館」に変更となりますので、販売日程をご確認のうえ、ぜひご利用ください。

■販売品目 肉、魚、野菜、果物、牛乳、卵、調味料、パン、お菓子、惣菜など



●問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線215)

	場所	時間
毎週木曜日	安雲拓心苑デイサービスセンター	10:30~11:00
	野中内科クリニック 第2駐車場	11:10~11:40
	垂水中区公民館(変更)	11:50~12:10
	デイサービスセンターさざんか荘	12:30~13:00
	原井集会所	13:15~13:45
毎週金曜日	緒方橋横	10:30~10:55
	吉岡公民館	11:10~11:30
	中村公民館	11:35~11:55
	東上集会所	12:10~12:25
	唐原コミュニティセンター	12:35~13:00
	安雲拓心苑デイサービスセンター	14:00~14:30
	デイサービスセンターさざんか荘	14:45~15:15

-町ぐるみの「健康長寿のまちづくり」に向けて- フレイルサポーター養成研修会を開催します



町では、地域でフレイル予防の普及啓発にご協力いただける「フレイルサポーター」を募集します。

フレイルサポーターは、老人クラブやサロンなどで実施するフレイルチェックに参加し、地域の健康づくりの担い手として活動していただいています。

フレイルとは

フレイル(虚弱)とは、年をとって心身の活力が低下した状態のことで、健康な状態と要介護状態の中間のことで、自分自身の健康状態を確認してもらい、適切な健康づくりに取り組んでいただけるように住民主体のフレイルチェックを実施しています。

■日 時 1月26日(木) 10:00~15:30 ※9:30から受付

■場 所 たいへいの里 研修室

■内 容

- (1)座学 10:00~12:00 サポーターに必要な知識と技術
- (2)昼食休憩 12:00~13:00 昼食は各自でご用意ください
- (3)測定練習 13:00~15:00 フレイルチェックトレーニング
- (4)まとめ 15:00~15:30

■対象者 健康づくりや介護予防に関心がある上毛町在住の方

■参加料 無料

■講師 フレイル予防トレーナー

■協力 上毛町フレイルサポーター

■申込方法 電話またはファックスで、住所・氏名・電話番号をお知らせください。

●申し込み・問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線215) FAX 84-8021

マイナポイント第2弾の対象者は 2月末までにマイナンバーカードの申請をされた方に 拡大されました。再度の申請期限延長はありません。

●問い合わせ先 住民課 生活窓口係 TEL 72-3116(内線145・149)